

商店街の復興を支援します

市では、中心市街地や商店街の空洞化防止、活性化を目的に、商店街や民間団
体に対して支援し、商業機能の活性化、被災者支援、被災地復興を図ります。

◎商工振興課 ☎237091

商店街ににぎわいを

震災で被害を受けた商店街
や被災者に活気が生まれ、に
ぎわいを取り戻すよう、空き
店舗を賃借し、小売業、飲食
業、サービス業などの事業を
展開する事業者に対し、補助
金を交付します。

また、被災した商店街の売
上回復を図るため、イベント
事業を開催する商店街や民間

団体に対して、補助金を交付
します。



3月に開催された震災復興市の様子

震災復興空き店舗対策事業

◆対象者

各地域の中心商店街に所在し、震災後、商業活動を休止してから1
カ月を経過した空き店舗を賃借して出店する個人または法人（市外か
らの移転も可）
※ただし、すでに出店している店舗、事業所などの借り換えは対象外

◆補助要件

次の①～⑤すべての要件をみたすこと

- ① 空き店舗の入口が歩道または道路に直接、接している1階店舗
- ② 次に掲げる店舗または施設として利活用されるもの
(1)小売業、飲食業またはサービス業に供する店舗
(2)観光交流施設、観光物産施設、研修施設、保育サービス施設、
地域休憩所その他地域貢献を目的とする施設
- ③ 週4日以上営業することとし、おおむね正午以前に開店し、午後6
時以降に閉店するもの
- ④ 開業後3年以上継続して営業するもの
- ⑤ 古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会、商店街振興組合等の推
薦を受けられるもの

◆補助金額

改装費…空き店舗の内装または外装の改装工事に係る経費
補助対象経費の2/3以内の額とし、100万円を限度とする

賃借料…建物の賃借料（賃借に係る敷金および礼金を除く）

- | | |
|-----|--------------------------|
| 1年目 | 補助対象経費の2/3以内の額とし8万円/月を限度 |
| 2年目 | 補助対象経費の1/2以内の額とし6万円/月を限度 |
| 3年目 | 補助対象経費の1/3以内の額とし4万円/月を限度 |

◆補助対象期間

10月1日～平成26年3月31日までに事業を開始した日から最大
3年間（ただし、平成28年3月31日まで）

震災復興イベント開催支援事業

◆イベント開催対象地域

各地域の商店街

◆対象者

宮城県商店街振興組合連合会に加盟する商店街振興組合や任意の商
店会、特定非営利活動法人、中心商店街の活性化を目的とする民間団
体など

◆補助要件

10月1日から平成24年3月31日までに開催されるイベントで、
「がんばろう、大崎 心は一つ」その他これに類するスローガンを掲げ、
募金などにより被災者の支援や被災地の復興を目的とする活動を伴うもの

◆補助対象経費

会場設営費、宣伝広告費、報償費（構成員に支給するものを除く）、
事務費、備品購入費、備品等運送費など

◆補助金額

補助対象経費の2/3以内で30万円を限度

復興支援情報

東日本大震災で被害に遭われた被災者の一日も早い復興
のために、新たに追加された支援制度などをお知らせします。

大崎市震災復興計

画（第一次案）パ

ブリックコメント

◎政策課

☎232129
FAX232427

東日本大震災からの一日も
早い市民生活の再建と都市基
盤の本格復旧、安心して暮ら
せる災害に強いまちづくりを
進める取り組みの計画となる
「大崎市震災復興計画（第一
次案）」について、皆さんか
ら意見や提案を募集します。

◆応募資格

市内に居住または勤務してい
る人および市内に事業所を有
する個人または法人

◆募集期間

十月十一日(火)まで

◆閲覧方法

計画は、市ウェブサイトにまた
は次の窓口で閲覧できます。
①政策課（市役所西庁舎 四
階）②市政情報センター（市
役所東庁舎 一階 市政情報課
内）③市政情報コーナー（各

◎総合支所総務課内

◆応募方法

任意の様式に計画に対する意
見、住所、氏名、または事業
所名、電話番号を記入して、
政策課（〒989-6188
古川七日町一ー）へ持参ま
たは郵送、ファクス、Eメール
seisaku@city-osaki.niigata.jp
で提出
※持参の場合は平日のみ受付、
郵送の場合は十月十一日(火)
消印有効となります。

水道水に異臭を

感じたなら

◎水道部給水課

☎241111

東日本大震災により、家庭
の屋外に設置している灯油タ
ンクが転倒したり、配管が損
傷して灯油が漏れた場合、地
下に埋設されているポリエチ
レン製などの水道管内部に灯
油が浸透し、水道水に異臭が
発生することがあります。
そのまま放置しておくとい異

臭が強くなるばかりでなく、
健康に影響をおよぼす場合も
あり、水道管の交換、土の入
れ替えなどが必要となること
があります。
詳しくは、お問い合わせせ
ださい。

被災中小企業者 対策資金利子補 給事業

◎県商工経営支援課
☎022-2211-2744

被災した県内中小企業者が
県の災害関連資金を利用した
場合、支払利子を三年間補給
します。

◆対象

- 被災証明書などの交付を受けた人
- ◆対象資金および利子補給率
 - ①災害復旧対策資金（東日本
大震災災害対策枠）：年利
一・〇パーセント
 - ②みやぎ中小企業復興特別資
金：年利一・五パーセント
 - ◆対象限度額
 - ①②合わせて一企業三千万円

【助成内容】

業種	問い合わせ先	事業名	補助率	補助限度額
製造業	県新産業振興課 ☎022-211-2765	中小企業施設設備 復旧支援事業	1/2 以内	上限 2000万円 下限 100万円
食品製造業	県食産業振興課 ☎022-211-2963			
商 業	県商工経営支援課 ☎022-211-2746	商店復旧支援事業 商業活動再開支援事業		上限 300万円 下限 100万円
観光業	県観光課 ☎022-211-2823	観光施設再生支援事業		上限 1000万円 下限 100万円

※詳しくは、お問い合わせせ
ださい。

宮城県東日本大震 災復興対策事業

◎商工振興課

☎237091

県では、東日本大震災によ
り被災された製造業、商業、
観光業の施設、設備の復旧な
どについて助成します。

◆対象

中小企業者

※業種によって条件が異なり
ますので、詳しくは、県ウエ

ウェブサイト [http://www.
pref.niigata.jp/](http://www.pref.niigata.jp/) をご覧く
ださい。

◆助成対象経費

施設の修繕、建替経費、設備
の修繕、設備の買替経費など

◆受付

十月十二日(水)午後五時まで

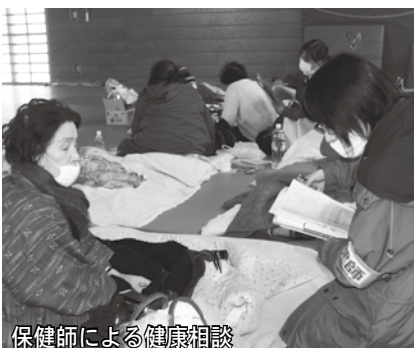
応急仮設住宅入居 者訪問健康相談

◎健康推進課

☎235311

東日本大震災により、住宅
が全壊などで民間賃貸住宅の
応急仮設住宅に入居している
皆さんの体調はいかがでしょ
うか。

保健師などが訪問健康相談
を行いますので、体調のこと
で何か気になることがあります
したらご相談ください。



保健師による健康相談